安全衛生管理及びリスクアセスメントの実施に関する 自主点検表の集計とりまとめ結果について

兵庫労働局 労働基準部 安全課 平成 20 年 12 月

目 次

1	目主点検の実施趣旨等	1
2	自主点検表の回収率等	1
3	とりまとめ結果の概要	2
	(1) 総括	2
	a 経営トップの安全衛生方針	2
	b 安全衛生管理体制 (組織) の整備状況	2
	c 危険有害要因の把握とその予防対策 (方策)(リスクアセスメント)	2
	(2) 労働者数別分析	3
	(3) 業種別分析	4
4	点検項目集計 (労働者数別)	5
	(1) 経営トップの安全衛生方針	5
	(2) 安全衛生管理体制 (組織) の整備状況	8
	(3) 危険有害要因の把握とその予防対策 (方策)(リスクアセスメント)	11
5	点検項目集計 (業種別)	15
	(1) 経営トップの安全衛生方針	15
	(2) 安全衛生管理体制 (組織) の整備状況	18
	(3) 危険有害要因の把握とその予防対策(方策)(リスクアセスメント)	21
6	安全衛生管理及びリスクアセスメントの実施に関する自主点検表	27

1 自主点検の実施趣旨等

この自主点検は、「兵庫リスクアセスメント推進計画」(平成 20 年 3 月 28 日付け兵労発基第 420 号)に基づくものであり、これの実施により、リスクアセスメント導入についての事業場における自主的な取組みを促進するとともに、労働局において自主点検表の回収結果をとりまとめ、指導参考資料とすることを目的とした。

実施期間は、平成 20 年 9~11 月であり、対象事業場は、過年度の労働災害発生事業場のうちから、一定の選定条件により絞り込んだ事業場である。

2 自主点検表の回収率等

	発送数	事業場分割	あて先不明による	回収済	未回収	回収率
		による追加	返送・事業廃止			(%)
区分	A	B	C	D	E	F
						$= \frac{D}{(A+B-C)} \times 100$
計	591	8	25	408	166	71

表 1: 発送数と回収数

自主点検表の発送数と回収数、回収率等は表1のとおりであり、回収率は約70パーセントであった。また、回収された点検表の労働者数別内訳及び業種別の内訳は表2のとおりである。なお、表1の回収済自主点検表の数値と表2の計の数値が一致しないのは、無記名ほかがあったためである。

業種分布が県内の全体の業種割合を必ずしも反映していない理由は、労働災害発生事業場から対象事業場を抽出したこと等からである。調査対象事業場を県内の事業場から無作為に、あるいは層別無作為に抽出したものではないので、これの結果をもって県内事業場の平均的姿とみなすのは不適切ではあるが、参考までに、集計結果を分析してみると下記3のとおりである。

区分	~ 49	50 ~ 99	100 ~ 299	300~	計
製造	16	48	79	43	186
運輸交通	17	23	38	4	82
商業	0	3	8	13	24
通信	3	5	8	4	20
接客・娯楽	9	13	19	3	44
清掃・と畜	5	9	17	4	35
その他	3	0	5	0	8
計	53	101	174	71	399

表 2: 労働者数別・業種別の自主点検表回収事業場数

3 とりまとめ結果の概要

(1) 総括

点検項目は、「経営トップの安全衛生方針」、「安全衛生管理体制(組織)の整備状況」、「危険有害要因の把握とその予防対策(方策)(リスクアセスメント)」に大きく3区分されているので、それらの区分に沿って、集計結果を以下に概括する。各項目ごとの詳細は、4及び5の「点検項目集計」を参照されたい。

a 経営トップの安全衛生方針

具体的内容を持った事業場の安全衛生方針を経営トップが表明していると回答した事業場は7割あった。うち、8割の事業場においては、それが文書で示されている。また、経営トップが示した安全衛生方針を労働者も承知していると回答した事業場は8割を超えている。

安全衛生関係法令や規程の遵守を経営トップが理解し、これを踏まえ経営トップが必要な対策を指示していると回答のあった事業場は9割を超えた。安全衛生に係るスタッフの配置と予算の配分は十分であると回答した事業場は半数であった。

計画された安全衛生実施事項をほとんど実施できている、あるいはかなり実施できていると回答のあった事業場はあわせて7割であった。

安全衛生方針に沿った安全衛生活動へ労働者が参加しているかどうかについて、ほとんどが参加している、あるいはかなり参加していると回答のあった事業場は、あわせて8割あった。

b 安全衛生管理体制 (組織) の整備状況

自らが労働安全衛生に関する最高責任者であることを経営トップが認識していると回答のあった事業場は9割を超えた。また、この点を文書で示している事業場も6割あった。9割を超える事業場では、経営トップが労働安全衛生の最高責任者であることを労働者も理解していると回答があった。

安全衛生の担当者を決め、その担当者が職責を十分に果たしている、あるいはある程度 果たしていると回答のあった事業場は、あわせて9割あった。

安全衛生管理がライン管理に組み込まれ機能していると回答のあった事業場は8割を超えた。また、ライン管理者と安全衛生スタッフとの協力関係については、9割の事業場で円滑であるとの回答があり、ライン管理者と安全衛生スタッフとの役割分担の整理については、文書によるものが3割、口頭によるものが4割であった。

安全衛生委員会等の活動については、法令上必要とされる事項が実施されていると回答のあった事業場は4割であった。

c 危険有害要因の把握とその予防対策(方策)(リスクアセスメント)

リスクアセスメントを実施している、あるいは実施予定であると回答のあった事業場は 概ね半数であった。また、これに加え、実施を検討すると回答のあった事業場は3割あった。 リスクアセスメントの具体的実施手法については、自社独自方式によるもの、親会社の 提示によるもの、厚生労働省が示すものなどが使用されている。

以下は、原則として、リスクアセスメントを実施している、あるいは実施予定であると 回答のあった事業場の集計である。

危険有害要因の調査に当たっては、9割以上の事業場で調査実施者を明確に決めているが、社内専門家のほか、外部専門家も加えている事業場もうち3割ある。また、9割を超える事業場で、作業者の意見が反映されている。

危険有害要因の調査頻度は、法令に準拠しているものが3割あり、それ以外でも、大部分の事業場で年1、2回以上は実施されている。

見つけ出された危険有害要因が経営トップにまで報告されている事業場は、8割を超えている。

新規機械・設備等の導入時、あるいは変更時における事前の安全衛生評価の方法については、安全衛生担当者と安全衛生委員会の委員等による事前評価を行うと回答した事業場が多く、6割であった。

労働災害が発生した場合の対応については、ほとんどの事業場で、安全衛生担当者や職場の担当者による原因調査を実施して再発防止対策を検討し、その上で安全衛生委員会等に報告されている。

リスクアセスメントの実施に基づく安全衛生マネジメントシステムが事業場に定着していると回答があったのは半数であった。

(2) 労働者数別分析

「経営トップの安全衛生方針」、「安全衛生管理体制 (組織) の整備状況」、「リスクアセスメント」の各項目について、労働者数が多くなるほど管理水準は総じて高くなる傾向がある。

調査項目の中で、規模による管理水準の差が比較的大きくでたのは、

- まず「経営トップの安全衛生方針」に関しては、
 - ④ 安全衛生のためのスタッフの配置及び安全経費の計上 (p.6 参照)、
 - ⑤ 安全衛生計画の実施状況 (p.7 参照)

であり、

- 次に、「安全衛生管理体制(組織)の整備状況」に関しては、
 - ④ 職場ライン (生産ライン等) による安全衛生管理の組み込み状況 (p.9 参照)、
 - ⑤ 安全衛生担当者の役割分担と職場ラインとの役割分担等 (p.10 参照)、
 - ⑦ 安全衛生委員会又はこれに代わる組織の活動状況 (p.10 参照)

であり、

「リスクアセスメント」に関しては、

○ ① 危険有害要因の調査 (リスクアセスメント) の実施 (p.11 参照)

の各項目であった。事業規模の大小は、安全衛生管理における上記の点に比較的強く反映しているものと考えられる。

逆に、規模による差が比較的小さかったのは、

- まず「経営トップの安全衛生方針」に関しては、
 - ① 経営トップの安全衛生方針の表明の有無(p.5 参照)、
 - ③ 安全衛生方針の周知状況 (p.6 参照)、
 - ⑦ 安全衛生方針に沿った安全衛生活動への参加状況 (p.8 参照)

であり、

- 次に、「安全衛生管理体制(組織)の整備状況」に関しては、
 - ② 経営トップが安全衛生に関する最高責任者であることの労働者の理解度 (p.8 参照)、
 - ⑥ 安全衛生スタッフと職場ラインとの協力状況 (p.10 参照)

であり、

- 「リスクアセスメント」に関しては、
 - ② 危険有害要因の調査実施者 (p.11 参照)、
 - ⑥ 機械設備等の新規導入・変更時の安全衛生評価の実施状況 (p.13 参照)

の各項目であった。これらの項目については、比較的規模の小さい事業場でも比較的規模の大きい事業場とほぼ同等のことが実施されていると考えられる。

(3) 業種別分析

業種別に「経営トップの安全衛生方針」、「安全衛生管理体制(組織)の整備状況」をみると、製造業、商業、通信業で総じて管理水準は高く、運輸交通業、接客娯楽業、清掃・と畜業で総じて管理水準は低かった。

これの原因については、図 1 にみるとおり、300 人以上の事業場の割合は、製造業、商業、通信業で高いことから、業態の差に基づく業種の特徴というよりは、(2) で述べた事業場の規模の差が反映しているものと推測される。

調査項目の中で、業種間の管理水準の差が比較的大きくでたのは、

- 「安全衛生管理体制(組織)の整備状況」に関して、
 - ① 経営トップが安全衛生最高責任者であることの認識とその旨の文書による 明示の有無 (p.18 参照)

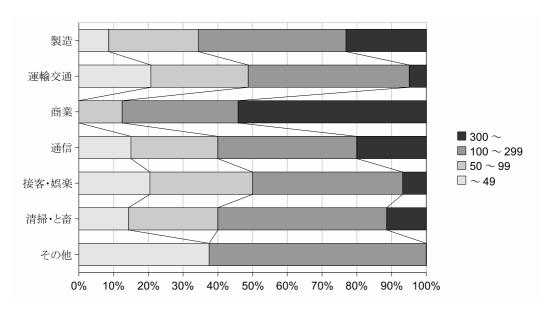


図 1: 業種別・規模別の事業場数割合

であった。接客娯楽業の値が、他に比較して低かった。逆に、業種間による差が比較的小さかったのは、

- 「経営トップの安全衛生方針」に関して、
 - 。 ③ 安全衛生方針の周知状況 (p.16 参照)、
 - ⑤ 安全衛生計画の実施状況 (p.16 参照)、
 - 。 ⑦ 安全衛生方針に沿った安全衛生活動への参加状況 (p.17 参照)

の各項目であり、労働者数別分析の結果に似た傾向となった。

- 4 点検項目集計(労働者数別)
- (1) 経営トップの安全衛生方針

①#	経営トップの安全衛生方針が示されているか。	~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
		人	99 人	299 人	人	
ア	経営の基本理念を踏まえ、明確な目的と具体的な	66	65	76	78	72
	内容が示された安全衛生方針を表明している。					
1	安全衛生方針は表明しているが、明確な目的と具	32	30	24	17	25
	体的な内容が示されていない。					
ウ	安全衛生方針が示されていない。	2	5	1	6	3
	計	100	100	100	100	100

24	Y 学トップの安全衛生方針の文書化について	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
		人	99 人	299 人	人	
ア	経営の基本理念を踏まえた安全衛生方針を文書で	42	36	47	61	46
	具体的に示し、経営トップが署名している。					
1	明確な目的と具体的な内容に欠ける点はあるが、	26	37	35	24	32
	方針を文書で示している。					
ウ	安全衛生方針は口頭で示されている。	30	22	18	11	20
エ	安全衛生方針が示されていない。	2	5	1	4	2
	計	100	100	100	100	100

33	全衛生方針の周知状況について	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
		人	99人	299 人	人	
ア	労働者は、自社の安全衛生方針を知っていて、そ	31	29	30	47	33
	の内容を説明することができる。					
1	労働者は、自社の方針を知っているが、説明する	55	55	55	42	52
	ことはできない。					
ウ	労働者のほとんどは、自社の方針を説明すること	12	10	14	7	11
	ができない。					
エ	周知していない。	2	6	1	4	3
	計	100	100	100	100	100

43	マ全衛生のためのスタッフの配置及び安全経費の	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
言	十上について	人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生スタッフの配置及び安全経費の計上はど	45	38	46	62	46
	ちらも十分である。					
1	安全衛生スタッフの配置は十分だが、安全経費の	20	38	34	23	32
	計上は十分ではない。					
ウ	安全経費の計上は十分だが、安全衛生スタッフの	8	13	12	13	12
	配置は十分ではない。					
エ	安全衛生スタッフの配置及び安全経費の計上のど	27	11	9	3	10
	ちらも十分ではない。					
	計	100	100	100	100	100

<u>5</u> 3	R全衛生計画の実施状況について	~ 49	50~	100 ~	300~	全体
		人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生計画の実施事項はほとんど実施できてい	18	25	31	46	31
	る。					
1	かなり実施できている。	32	44	45	39	43
ウ	予算が必要な計画はあまり実施できていない。	16	20	13	6	14
エ	あまり実施できていない。	24	5	7	7	8
オ	安全衛生計画は作成していない。	10	7	3	1	5
	計	100	100	100	100	100

63	安全衛生関係法令や社内安全衛生規定の遵守状況	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
آا	こついて	人	99 人	299 人	人	
ア	経営トップは、安全衛生関係法令や社内安全衛生	38	39	54	68	51
	規定をよく理解しており、そのために必要な対策					
	も率先して実施している。					
1	経営トップは、関係法令や規定をある程度守って	62	55	46	29	47
	おり、必要な対策もある程度実施している。					
ウ	経営トップは、関係法令や規定をほとんど守って	0	1	0	1	0
	いないし、対策の実施も十分ではない。					
エ	経営トップは、関係法令や規定をほとんど守って	0	1	0	1	0
	いないし、対策の実施は部下任せである。					
オ	経営トップはほとんど関心がない。	0	4	1	0	1
	計	100	100	100	100	100

⑦ ₹	R全衛生方針に沿った安全衛生活動の参加につい (~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
7		人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生方針に沿って危険予知活動、改善提案等	14	17	25	36	23
	の全員参加型の安全衛生活動を実施しており、労					
	働者のほとんどが積極的に参加している。					
1	安全衛生方針に沿って安全衛生活動をかなりの程	48	51	43	39	45
	度実施しており、かなりの労働者が参加している。					
ウ	一部のライン又は部署において安全衛生活動が活	14	23	23	17	21
	発であるが、事業場全体ではやや低調である。					
エ	安全衛生活動をあまり活発には実施していない。	20	7	9	7	9
オ	安全衛生活動はほとんど実施していない。	4	2	1	1	1
	計	100	100	100	100	100

(2) 安全衛生管理体制(組織)の整備状況

(1)A	Y 学といっていまでは、	~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
部	忍識と明示について	人	99 人	299 人	人	
ア	経営トップは、自らが安全衛生の最高責任者であ	52	57	65	77	62
	ることを十分に認識しており、その旨文書で示し					
	ている。					
1	経営トップは、十分に認識はしているが、文書で	46	41	35	23	37
	は示していない。					
ウ	経営トップは、安全衛生が自らの責務であるとの	2	2	1	0	1
	認識が低く、安全衛生問題については部下に任せ					
	ることが多い。					
	計	100	100	100	100	100

24	Y 営トップが安全衛生の最高責任者であることの	~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
芽	労働者の理解度について	人	99 人	299 人	人	
ア	労働者のほとんどは、経営トップが安全衛生の最	59	69	66	76	67
	高責任者であることを理解している。					
1	ある程度の労働者は、理解している。	39	26	32	24	31
ウ	労働者のほとんどは、理解していない。	2	5	2	0	2
	計	100	100	100	100	100

33	安全衛生の主管部署と担当者 (安全衛生スタッフ)	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
σ	り職務について	人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生の主管部署と担当者を明確に決めており、	30	34	39	60	40
	その職責を十分に果たしている。					
1	安全衛生担当者を指名していて、その職責をある	52	51	50	36	49
	程度果たしている。					
ウ	安全衛生担当者を指名しているが、その職責を十	14	12	10	4	10
	分果たせていない。					
エ	安全衛生の主管部署と担当者が決められておらず、	4	3	1	0	1
	その職責が不明確である。					
	計	100	100	100	100	100

4	戦場ライン (生産ライン等) による安全衛生管理の	~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
糹	且込み状況について	人	99 人	299 人	人	
ア	職場ラインのほぼ全てにおいて安全衛生管理が組	15	30	33	54	33
	み込まれており、安全衛生活動が活発に行われて					
	いる。					
1	職場ラインのある程度において組み込まれて活動	52	51	51	35	49
	が行われている。					
ウ	安全衛生管理は担当者が行っており、職場ライン	22	14	14	10	14
	には組み込まれていない。					
エ	職場ラインへの組込みは、ほとんど進んでいない。	11	5	2	0	3
	計	100	100	100	100	100

<u>5</u> 3	全衛生担当者の役割分担と職場ラインとの協力	~ 49	50 ~	100 ~	300~	全体
厚	係について	人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生担当者の役割分担と職場ラインとの協力	16	28	34	51	33
	関係、職場ラインの安全衛生上の役割を文書で明					
	確に決めている。					
1	安全衛生担当者の役割分担を文書で決めているが、	36	45	41	33	40
	協力関係、職場ラインの役割は口頭指示である。					
ウ	安全衛生担当者の役割分担を決めている程度であ	40	24	20	14	22
	る。					
エ	安全衛生担当者を指名しているだけである。	9	3	4	1	4
	計	100	100	100	100	100

63	安全衛生担当者と職場ラインとの協力状況につい	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
7		人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生担当者と職場ラインとの協力は、円滑に	33	45	39	52	42
	行われている。					
1	かなりの程度円滑に行われている。	50	41	50	41	46
ウ	あまり円滑には行われていない。	17	15	11	7	12
	計	100	100	100	100	100

73	全衛生委員会又はこれに代わる組織の活動状況	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
12	こついて	人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生委員会等では安全衛生計画の作成及び実	28	37	38	63	41
	施状況の評価、社内安全衛生規定の作成、機械・					
	設備による危険・健康障害の防止措置、災害調査					
	等について調査し、審議が十分に行われている。					
1	安全衛生委員会等が行うべき事項の一部について	32	41	40	27	38
	調査審議は行われているが、その他は報告を受け					
	る程度である。					
ウ	災害・事故調査や職場パトロールの活動は行って	17	9	16	7	12
	いるが、その報告程度である。					
エ	活動は実施しているが、あまり活発ではない。	17	7	4	3	6
オ	活動は実施していない。	6	5	2	0	3
	計	100	100	100	100	100

(3) 危険有害要因の把握とその予防対策 (方策)(リスクアセスメント)

①f	b険有害要因の調査 (リスクアセスメント) の実施	~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
اة	こついて	人	99 人	299 人	人	
ア	実施している。	26	34	46	71	44
1	実施予定がある。	6	7	5	3	5
ウ	実施しようと検討している。	26	30	29	16	28
エ	実施したことがあるが、現在は実施していない。	8	12	9	3	8
オ	実施していない。	34	16	11	7	14
	計	100	100	100	100	100

2f	6険有害要因の調査の実施者について	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
		人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生担当者や社内の専門知識と実務能力を有	25	29	28	35	29
	する者、安全衛生委員会又はこれに代わる組織の					
	委員のほか、必要なときには外部専門家も加わっ					
	て危険有害要因の調査を実施している。					
1	安全衛生担当者や社内の専門知識と実務能力を有	50	46	44	51	48
	する者が、事前の危険有害要因の調査を実施して					
	いるが、外部専門家は加わっていない。					
ウ	安全衛生担当者又は安全衛生委員会等の委員のみ	19	22	23	10	19
	で事前の危険有害要因の調査を実施している。					
エ	調査を実施する者をあまり明確には決めていない。	6	2	6	4	5
	計	100	100	100	100	100

3f	5険有害要因の調査の頻度について	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
		人	99 人	299 人	人	
ア	労働安全衛生法にもとづく時期に適宜実施してい	13	32	28	45	32
	る。					
1	危険有害要因の調査を、四期半 (3ヶ月) に 1 回程	19	17	16	14	16
	度、定期に実施している。					
ウ	年に数回実施している。	31	22	36	22	30
エ	年に1回又は2回程度実施している。	31	24	17	18	20
オ	ほとんど実施していない。	6	5	2	0	3
	計	100	100	100	100	100

41	リスクアセスメントの実施手法について	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
		人	99人	299 人	人	
ア	自社独自でリスクアセスメントの実施手法を開発	22	26	31	41	32
	し、それを利用している。					
1	親企業等から提示された実施手法を利用している。	28	13	13	16	15
ウ	労働安全コンサルタント等から提示された手法を	11	9	10	9	9
	利用している。					
エ	厚生労働省のパンフレット等を利用している。	17	28	25	19	24
オ	中央労働災害防止協会、その他の労働災害防止協	22	24	21	16	20
	会等の文献等を利用している。					
	計	100	100	100	100	100

5 f	5険有害要因の特定及び作業者からの聴取り等に	~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
_ =	りいて	人	99 人	299 人	人	
ア	潜在する危険有害性の有無を作業者から十分に聴	31	37	36	60	42
	き取っており、危険予知活動やヒヤリハット報告					
	も根付いている。					
1	潜在する危険有害性の調査としては十分ではない	69	56	64	38	56
	が、作業者から危険有害性の有無を聴いており、危					
	険予知活動やヒヤリハット報告のいずれかを行っ					
	ている。					
ウ	潜在する危険有害性についての作業者からの聴取	0	7	0	2	2
	りや危険予知活動、ヒヤリハット報告をほとんど					
	行っていない。					
	計	100	100	100	100	100

⑥株	幾械・設備・工程・原材料の導入、変更時におけ	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
3	5安全衛生評価の実施について	人	99 人	299 人	人	
ア	メーカー等に危険有害情報の提供を積極的に求め、	7	14	11	18	13
	安全衛生担当者や社内の専門知識を有する者から					
	なる専門チームに、必要なときには外部専門家も					
	加わって導入、変更前に安全衛生評価を実施して					
	いる。					
1	メーカー側が提供する危険有害情報に基づき、安	33	28	39	47	39
	全衛生担当者又は安全衛生委員会等の委員によっ					
	て導入・変更前に安全衛生点検を実施している。					
ウ	安全衛生担当者や安全衛生員会等の委員が事前の	33	21	23	16	22
	安全衛生評価を行い、安全衛生委員会等に報告し					
	ている。					
エ	安全衛生担当者が事前の安全衛生評価を行い、安	20	26	15	10	17
	全衛生委員会等に報告している。					
オ	ほとんど実施していない。	7	12	11	10	11
	計	100	100	100	100	100

⑦ 男	己つけ出した危険有害要因及びその予防対策に関	~ 49	50~	100 ~	300 ~	全体
वृ	る上司や安全衛生委員会等への報告について	人	99 人	299 人	人	
ア	危険有害性の高いものから順に予防対策について	31	41	40	60	45
	検討するようにしており、危険有害要因及び予防					
	対策に関する報告制度に基づいて経営トップに報					
	告が行われている。					
1	予防対策の優先順位までは考慮していないものの、	50	48	43	24	39
	対策について検討しており、明確な報告制度はな					
	いが、報告はある程度経営トップに行われている。					
ウ	危険有害性の高いものについて、予防対策を検討	6	7	11	16	11
	してはいるが、経営トップへの報告制度はできて					
	いない。					
エ	危険有害要因に対する予防対策の必要性の判断は、	13	5	6	0	4
	安全衛生担当者に任せている。					
オ	危険有害要因を洗い出しても、予防対策の検討及	0	0	0	0	0
	び報告は、ほとんど行われていない。					
	計	100	100	100	100	100

83	後害・事故発生時の原因調査及び再発防止対策	~ 49	50 ~	100 ~	300~	全体
اة	こついて	人	99 人	299 人	人	
ア	安全衛生担当者や社内の専門知識を有する者から	19	19	34	45	33
	なる専門チームに、必要なときには外部専門家も					
	加わって災害・事故の原因調査を実施し、同種災					
	害の再発防止対策を検討後、経営トップに報告し					
	ている。					
1	安全衛生担当者や各職場の担当者によって実施し、	69	81	64	53	65
	検討後、安全衛生委員会等に報告している。					
ウ	安全衛生担当者が災害調査を実施するが、原因究	13	0	2	2	2
	明までは実施していない。					
エ	監督署や警察署の対応をするのみで、自社ではほ	0	0	0	0	0
	とんど実施していない。					
	計	100	100	100	100	100

91	リスクアセスメントの実施に基づく安全衛生管理	~ 49	50 ~	100 ~	300 ~	全体
σ	O方法等 (安全衛生管理システム) の見直し	人	99 人	299 人	人	
ア	リスクアセスメントの実施によりリスク低減措置	31	38	39	64	45
	等は事業場に定着している。					
1	安全衛生管理上の欠陥を調査することによって安	56	52	51	26	45
	全衛生管理システムの見直しに役立てているが、					
	定着はしていない。					
ウ	安全衛生管理システムの見直しはほとんど行って	13	5	8	8	8
	いない。					
エ	労働基準監督署等から指摘された事項の改善に努	0	5	2	2	3
	めるのが精一杯である。					
	計	100	100	100	100	100

(注)

- 1. 数値は回答数ではなく、百分比である。
- 2. 四捨五入の関係から、百分比の合計が100にならないことがある。
- 3. 1項目内での複数回答を認めている。

5 点検項目集計(業種別)

(1) 経営トップの安全衛生方針

① %	Z営トップの安全衛生方針が示され	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
7	こいるか。		交通			娯楽	と畜	
ア	経営の基本理念を踏まえ、明確な目	74	71	71	89	53	71	72
	的と具体的な内容が示された安全衛							
	生方針を表明している。							
1	安全衛生方針は表明しているが、明	23	27	25	11	42	29	25
	確な目的と具体的な内容が示されて							
	いない。							
ウ	安全衛生方針が示されていない。	3	2	4	0	4	0	3
	計	100	100	100	100	100	100	100

②約	経営トップの安全衛生方針の文書化	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
12	こついて		交通			娯楽	と畜	
ア	経営の基本理念を踏まえた安全衛生	49	46	46	68	18	37	46
	方針を文書で具体的に示し、経営トッ							
	プが署名している。							
1	明確な目的と具体的な内容に欠ける	32	28	38	16	44	40	32
	点はあるが、方針を文書で示してい							
	る。							
ウ	安全衛生方針は口頭で示されている。	17	20	13	16	33	23	20
エ	安全衛生方針が示されていない。	2	2	4	0	4	0	2
	計	100	100	100	100	100	100	100

33	全衛生方針の周知状況について	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
			交通			娯楽	と畜	
ア	労働者は、自社の安全衛生方針を知っ	37	41	29	32	17	19	33
	ていて、その内容を説明することが							
	できる。							
1	労働者は、自社の方針を知っている	52	45	58	47	61	67	52
	が、説明することはできない。							
ウ	労働者のほとんどは、自社の方針を	9	12	8	21	15	14	11
	説明することができない。							
エ	周知していない。	3	2	4	0	7	0	3
	計	100	100	100	100	100	100	100

43	マ全衛生のためのスタッフの配置及	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
7	が安全経費の計上について		交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生スタッフの配置及び安全経	48	45	71	55	33	29	46
	費の計上はどちらも十分である。							
1	安全衛生スタッフの配置は十分だが、	31	31	17	30	40	44	32
	安全経費の計上は十分ではない。							
ウ	安全経費の計上は十分だが、安全衛	14	10	8	5	11	12	12
	生スタッフの配置は十分ではない。							
エ	安全衛生スタッフの配置及び安全経	7	14	4	10	16	15	10
	費の計上のどちらも十分ではない。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

5 3	ぞ全衛生計画の実施状況について	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
			交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生計画の実施事項はほとんど	35	25	29	35	16	35	31
	実施できている。							
1	かなり実施できている。	42	45	54	45	41	35	43
ウ	予算が必要な計画はあまり実施でき	12	17	8	5	20	15	14
	ていない。							
エ	あまり実施できていない。	7	6	8	15	14	9	8
オ	安全衛生計画は作成していない。	3	7	0	0	9	6	5
	計	100	100	100	100	100	100	100

6 3	そ全衛生関係法令や社内安全衛生規	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
玩	この遵守状況について アスティー・		交通			娯楽	と畜	
ア	経営トップは、安全衛生関係法令や	52	47	63	75	29	53	51
	社内安全衛生規定をよく理解してお							
	り、そのために必要な対策も率先し							
	て実施している。							
7	経営トップは、関係法令や規定をあ	46	48	38	25	67	47	47
	る程度守っており、必要な対策もあ							
	る程度実施している。							
ウ	経営トップは、関係法令や規定をほ	0	1	0	0	2	0	0
	とんど守っていないし、対策の実施							
	も十分ではない。							
エ	経営トップは、関係法令や規定をほ	1	1	0	0	0	0	0
	とんど守っていないし、対策の実施							
	は部下任せである。							
オ	経営トップはほとんど関心がない。	1	2	0	0	2	0	1
	計	100	100	100	100	100	100	100

73	そ全衛生方針に沿った安全衛生活動	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
σ.)参加について		交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生方針に沿って危険予知活動、	27	27	8	15	7	17	23
	改善提案等の全員参加型の安全衛生							
	活動を実施しており、労働者のほと							
	んどが積極的に参加している。							
7	安全衛生方針に沿って安全衛生活動	44	44	58	50	48	46	45
	をかなりの程度実施しており、かな							
	りの労働者が参加している。							
ウ	一部のライン又は部署において安全	21	17	21	25	27	23	21
	衛生活動が活発であるが、事業場全							
	体ではやや低調である。							
エ	安全衛生活動をあまり活発には実施	8	9	13	10	16	9	9
	していない。							
オ	安全衛生活動はほとんど実施してい	1	2	0	0	2	6	1
	ない。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

(2) 安全衛生管理体制(組織)の整備状況

①#	怪営トップが安全衛生の最高責任者	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
7	であることの認識と明示について		交通			娯楽	と畜	
ア	経営トップは、自らが安全衛生の最	65	60	67	85	34	65	62
	高責任者であることを十分に認識し							
	ており、その旨文書で示している。							
1	経営トップは、十分に認識はしてい	33	40	33	15	64	35	37
	るが、文書では示していない。							
ウ	経営トップは、安全衛生が自らの責	2	0	0	0	2	0	1
	務であるとの認識が低く、安全衛生							
	問題については部下に任せることが							
	多い。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

2	経営トップが安全衛生の最高責任者	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
7	であることの労働者の理解度について		交通			娯楽	と畜	
ア	労働者のほとんどは、経営トップが	71	71	71	75	42	59	67
	安全衛生の最高責任者であることを							
	理解している。							
1	ある程度の労働者は、理解している。	28	26	29	20	51	38	31
ウ	労働者のほとんどは、理解していな	2	3	0	5	7	3	2
	ι _ο							
	計	100	100	100	100	100	100	100

33	安全衛生の主管部署と担当者 (安全衛	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
当	Eスタッフ) の職務について		交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生の主管部署と担当者を明確	43	33	54	50	30	31	40
	に決めており、その職責を十分に果							
	たしている。							
1	安全衛生担当者を指名していて、そ	48	49	38	45	55	58	49
	の職責をある程度果たしている。							
ウ	安全衛生担当者を指名しているが、	8	15	8	5	16	8	10
	その職責を十分果たせていない。							
エ	安全衛生の主管部署と担当者が決め	1	4	0	0	0	3	1
	られておらず、その職責が不明確で							
	ある。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

④ 聯	ぱ場ライン (生産ライン等) による安	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
1	全衛生管理の組込み状況について		交通			娯楽	と畜	
ア	職場ラインのほぼ全てにおいて安全	42	27	38	32	10	26	33
	衛生管理が組み込まれており、安全							
	衛生活動が活発に行われている。							
1	職場ラインのある程度において組み	49	50	38	42	53	56	49
	込まれて活動が行われている。							
ウ	安全衛生管理は担当者が行っており、	8	19	25	26	25	15	14
	職場ラインには組み込まれていない。							
エ	職場ラインへの組込みは、ほとんど	2	4	0	0	13	3	3
	進んでいない。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

5 3	そ全衛生担当者の役割分担と職場ラ	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
1	(ンとの協力関係について		交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生担当者の役割分担と職場ラ	41	32	33	26	7	26	33
	インとの協力関係、職場ラインの安							
	全衛生上の役割を文書で明確に決め							
	ている。							
1	安全衛生担当者の役割分担を文書で	40	40	46	37	45	38	40
	決めているが、協力関係、職場ライ							
	ンの役割は口頭指示である。							
ウ	安全衛生担当者の役割分担を決めて	17	24	21	37	36	29	22
	いる程度である。							
エ	安全衛生担当者を指名しているだけ	3	4	0	0	12	6	4
	である。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

	安全衛生担当者と職場ラインとの協]状況について	製造	運輸 交通	商業	通信	接客娯楽	清掃 と畜	全体
ア	安全衛生担当者と職場ラインとの協	47	42	42	53	24	29	42
	力は、円滑に行われている。							
1	かなりの程度円滑に行われている。	43	47	50	32	50	60	46
ウ	あまり円滑には行われていない。	9	11	8	16	26	11	12
	計	100	100	100	100	100	100	100

-	全衛生委員会又はこれに代わる組	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
結	戦の活動状況について アスティー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生委員会等では安全衛生計画	46	38	50	47	21	36	41
	の作成及び実施状況の評価、社内安							
	全衛生規定の作成、機械・設備によ							
	る危険・健康障害の防止措置、災害							
	調査等について調査し、審議が十分							
	に行われている。							
1	安全衛生委員会等が行うべき事項の	35	40	38	42	40	42	38
	一部について調査審議は行われてい							
	るが、その他は報告を受ける程度で							
	ある。							
ウ	災害・事故調査や職場パトロールの	12	10	8	5	21	14	12
	活動は行っているが、その報告程度							
	である。							
エ	活動は実施しているが、あまり活発	5	9	4	5	12	3	6
	ではない。							
オ	活動は実施していない。	2	4	0	0	5	6	3
	計	100	100	100	100	100	100	100

(3) 危険有害要因の把握とその予防対策 (方策)(リスクアセスメント)

① f	き険有害要因の調査 (リスクアセスメ	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
>	ノト) の実施について		交通			娯楽	と畜	
ア	実施している。	55	33	50	20	38	38	44
1	実施予定がある。	7	1	0	5	5	9	5
ウ	実施しようと検討している。	23	38	38	30	19	26	28
エ	実施したことがあるが、現在は実施	8	12	0	15	12	6	8
	していない。							
オ	実施していない。	8	15	13	30	26	21	14
	計	100	100	100	100	100	100	100

2 f	5険有害要因の調査の実施者につい	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
7	5		交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生担当者や社内の専門知識と	23	36	42	60	28	44	29
	実務能力を有する者、安全衛生委員							
	会又はこれに代わる組織の委員のほ							
	か、必要なときには外部専門家も加							
	わって危険有害要因の調査を実施し							
	ている。							
1	安全衛生担当者や社内の専門知識と	51	39	50	20	44	38	48
	実務能力を有する者が、事前の危険							
	有害要因の調査を実施しているが、							
	外部専門家は加わっていない。							
ウ	安全衛生担当者又は安全衛生委員会	22	18	8	20	22	6	19
	等の委員のみで事前の危険有害要因							
	の調査を実施している。							
エ	調査を実施する者をあまり明確には	3	7	0	0	6	13	5
	決めていない。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

3f	5険有害要因の調査の頻度について	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
			交通			娯楽	と畜	
ア	労働安全衛生法にもとづく時期に適	33	21	42	60	21	35	32
	宜実施している。							
1	危険有害要因の調査を、四期半 (3ヶ	15	14	17	20	21	12	16
	月)に1回程度、定期に実施してい							
	る。							
ウ	年に数回実施している。	27	36	42	20	37	29	30
エ	年に1回又は2回程度実施している。	22	29	0	0	21	12	20
オ	ほとんど実施していない。	3	0	0	0	0	12	3
	計	100	100	100	100	100	100	100

41	リスクアセスメントの実施手法につ	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
l	IT		交通			娯楽	と畜	
ア	自社独自でリスクアセスメントの実	33	41	27	20	20	27	32
	施手法を開発し、それを利用してい							
	3 .							
1	親企業等から提示された実施手法を	10	13	40	60	10	27	15
	利用している。							
ウ	労働安全コンサルタント等から提示	10	9	7	0	5	14	9
	された手法を利用している。							
エ	厚生労働省のパンフレット等を利用	24	25	0	20	45	23	24
	している。							
オ	中央労働災害防止協会、その他の労	23	13	27	0	20	9	20
	働災害防止協会等の文献等を利用し							
	ている。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

⑤危	5険有害要因の特定及び作業者から	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
σ.)聴取り等について		交通			娯楽	と畜	
ア	潜在する危険有害性の有無を作業者	43	36	23	40	47	53	42
	から十分に聴き取っており、危険予							
	知活動やヒヤリハット報告も根付い							
	ている。							
1	潜在する危険有害性の調査としては	53	64	77	60	53	47	56
	十分ではないが、作業者から危険有							
	害性の有無を聴いており、危険予知							
	活動やヒヤリハット報告のいずれか							
	を行っている。							
ウ	潜在する危険有害性についての作業	3	0	0	0	0		2
	者からの聴取りや危険予知活動、ヒ							
	ヤリハット報告をほとんど行ってい							
	ない。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

⑥株	と 機・設備・工程・原材料の導入、	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
娑	②更時における安全衛生評価の実施に		交通			娯楽	と畜	
_ =	いて							
ア	メーカー等に危険有害情報の提供を	11	15	18	40	11	11	13
	積極的に求め、安全衛生担当者や社							
	内の専門知識を有する者からなる専							
	門チームに、必要なときには外部専							
	門家も加わって導入、変更前に安全							
	衛生評価を実施している。							
1	メーカー側が提供する危険有害情報	47	23	45	20	21	33	39
	に基づき、安全衛生担当者又は安全							
	衛生委員会等の委員によって導入・							
	変更前に安全衛生点検を実施してい							
	る 。							
ウ	安全衛生担当者や安全衛生員会等の	19	19	36	40	11	33	22
	委員が事前の安全衛生評価を行い、							
	安全衛生委員会等に報告している。							
エ	安全衛生担当者が事前の安全衛生評	15	27	0	0	37	11	17
	価を行い、安全衛生委員会等に報告							
	している。							
オ	ほとんど実施していない。	9	15	0	0	21	11	11
	計	100	100	100	100	100	100	100

⑦見	見つけ出した危険有害要因及びその	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
7	⁵ 防対策に関する上司や安全衛生委員		交通			娯楽	と畜	
Ê	会等への報告について							
ア	危険有害性の高いものから順に予防	49	29	31	80	47	56	45
	対策について検討するようにしてお							
	り、危険有害要因及び予防対策に関							
	する報告制度に基づいて経営トップ							
	に報告が行われている。							
1	予防対策の優先順位までは考慮して	35	61	54	20	26	44	39
	いないものの、対策について検討し							
	ており、明確な報告制度はないが、報							
	告はある程度経営トップに行われて							
	いる。							
ウ	危険有害性の高いものについて、予	12	7	15	0	11	0	11
	防対策を検討してはいるが、経営トッ							
	プへの報告制度はできていない。							
エ	危険有害要因に対する予防対策の必	4	4	0	0	16	0	4
	要性の判断は、安全衛生担当者に任							
	せている。							
オ	危険有害要因を洗い出しても、予防	0	0	0	0	0	0	0
	対策の検討及び報告は、ほとんど行							
	われていない。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

83	後害・事故発生時の原因調査及び再	製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
到	能防止対策について		交通			娯楽	と畜	
ア	安全衛生担当者や社内の専門知識を	36	25	33	60	11	33	33
	有する者からなる専門チームに、必							
	要なときには外部専門家も加わって							
	災害・事故の原因調査を実施し、同							
	種災害の再発防止対策を検討後、経							
	営トップに報告している。							
1	安全衛生担当者や各職場の担当者に	62	75	58	40	84	67	65
	よって実施し、検討後、安全衛生委							
	員会等に報告している。							
ウ	安全衛生担当者が災害調査を実施す	3	0	8	0	5	0	2
	るが、原因究明までは実施していな							
	ll.							
エ	監督署や警察署の対応をするのみで、	0	0	0	0	0	0	0
	自社ではほとんど実施していない。							
	計	100	100	100	100	100	100	100

⑨リスクアセスメントの実施に基づく		製造	運輸	商業	通信	接客	清掃	全体
安全衛生管理の方法等 (安全衛生管理			交通			娯楽	と畜	
3	/ステム) の見直し							
ア	リスクアセスメントの実施によりリ	49	39	50	60	37	28	45
	スク低減措置等は事業場に定着して							
	いる。							
1	安全衛生管理上の欠陥を調査するこ	39	50	42	40	53	67	45
	とによって安全衛生管理システムの							
	見直しに役立てているが、定着はし							
	ていない。							
ウ	安全衛生管理システムの見直しはほ	9	7	8	0	11	0	8
	とんど行っていない。							
エ	労働基準監督署等から指摘された事	3	4	0	0	0	6	3
	項の改善に努めるのが精一杯である。							
計		100	100	100	100	100	100	100

(注)

1. 数値は回答数ではなく、百分比である。

- 2. 四捨五入の関係から、百分比の合計が100にならないことがある。
- 3. 1項目内での複数回答を認めている。
- 6 安全衛生管理及びリスクアセスメントの実施に関する自主点検表別添のとおり

安全衛生管理及びリスクアセスメント

の実施に関する自主点検表

◆◆◆ 定着させようリスクアセスメント ◆◆◆

平成18年4月1日から改正労働安全衛生法が施行され、職場においては「危険性又は有害性等の調査」を行なうことが必要となっています。

労働災害や中毒等が発生する前に、危険源を特定し、具体的な安全方策を講じ、リスク低減措置を行なう必要があります。

現在の安全衛生管理及びリスクアセスメントの状況を確認するため、自主点検をしてみましょう。

事	業	場	名	
所	<u>₹</u>	Ē	地	
業			種	
労	働	者	数	名 (男性 名 、女性 名)
電	話	番	号	FAX 番 号
報台	吉者耶	哉 • E	氏名	

X

この自主点検は平成20年10月17日(金)までに兵庫労働局労働基準部安全課まで同封の返信用 封筒にて報告してください。

なお、この自主点検結果はリスクアセスメントの定着度の参考とするためのものであり、他に 利用することはありません。また内容が他に漏洩することもありません。

【安全衛生管理体制の点検事項】(該当する箇所に記入してください。)

	職名	氏 名	監督署への 選任報告の有無
総括安全衛生管理者			有・無
安全管理者			有・無
衛生管理者			有・無
衛生工学衛生管理者			有・無
産 業 医			有・無

【自主点検項目 1】 経営トップの安全衛生方針

【自主点検項目 2】 安全衛生管理体制(組織)の整備状況

【自主点検項目 3】 危険有害要因の把握とその予防対策(方策) (リスクアセスメント)

該当するチェック欄(口)に印(口)を付して下さい。(複数回答可)

【自主点検項目 1】 経営トップの安全衛生方針

(1)	経営トップの安全衛生方針が示されているか
	ア 経営の基本理念を踏まえ、明確な目的と具体的な内容が示された安全衛生方針を表明している
	イ 安全衛生方針は表明しているが、明確な目的と具体的な内容が示されていない。
	ウ 安全衛生方針が示されていない。
(2)	経営トップの安全衛生方針の文書化について
	ア 経営の基本理念を踏まえた安全衛生方針を文書で具体的に示し、経営トップが署名している。
	イ 明確な目的と具体的な内容に欠ける点はあるが、方針を文書で示している。
	ウ 安全衛生方針は口頭で示されている。
	エ 安全衛生方針が示されていない。
(3)	安全衛生方針の周知状況について
	ア 労働者は、自社の安全衛生方針を知っていて、その内容を説明することができる。

イ 労働者は、自社の方針を知っているが、説明することはできない。

ウ 労働者のほとんどは、自社の方針を説明することができない。

エ 周知していない。

(4)	安全衛生のためのスタッフの配置及び安全経費の計上について
	ア 安全衛生スタッフの配置及び安全経費の計上はどちらも十分である。
	イ 安全衛生スタッフの配置は十分だが、安全経費の計上は十分ではない。
	ウ 安全経費の計上は十分だが、安全衛生スタッフの配置は十分ではない。
	エ 安全衛生スタッフの配置及び安全経費の計上のどちらも十分ではない。
(5)	安全衛生計画の実施状況について
	ア 安全衛生計画の実施事項はほとんど実施できている。
	イ かなり実施できている。
	ウ 予算が必要な計画はあまり実施できていない。
	エ あまり実施できていない。
	オ 安全衛生計画は作成していない。
(6)	安全衛生関係法令や社内安全衛生規定の遵守状況について
	ア 経営トップは、安全衛生関係法令や社内安全衛生規定をよく理解しており、そのために必要な対策も率先して実施している。
	イ 経営トップは、関係法令や規定をある程度守っており、必要な対策もある程度実施している。
	ウ 経営トップは、関係法令や規定をほとんど守っていないし、対策の実施も十分ではない。
	エ 経営トップは、関係法令や規定をほとんど守っていないし、対策の実施は部下任せである。
	オ 経営トップはほとんど関心がない。

(7)	安全衛生方針に沿った安全衛生活動の参加について
	ア 安全衛生方針に沿って危険予知活動、改善提案等の全員参加型の安全衛生活動を実施して おり、労働者のほとんどが積極的に参加している。
	イ 安全衛生方針に沿って安全衛生活動をかなりの程度実施しており、かなりの労働者が参加 している。
	ウ 一部のライン又は部署において安全衛生活動が活発であるが、事業場全体ではやや低調で ある。
	エ 安全衛生活動をあまり活発には実施していない。
	オ 安全衛生活動はほとんど実施していない。
【自刍	上点検項目 2】 安全衛生管理体制(組織)の整備状況
(1)	経営トップが安全衛生の最高責任者であることの認識と明示について
	ア 経営トップは、自らが安全衛生の最高責任者であることを十分に認識しており、その旨文書で示している。
	イ 経営トップは、十分に認識はしているが、文書では示していない。
	ウ 経営トップは、安全衛生が自らの責務であるとの認識が低く、安全衛生問題については部 下に任せることが多い。
(2)	経営トップが安全衛生の最高責任者であることの労働者の理解度について
	ア 労働者のほとんどは、経営トップが安全衛生の最高責任者であることを理解している。
	イ ある程度の労働者は、理解している。
	ウ 労働者のほとんどは、理解していない。
_	
(3)	安全衛生の主管部署と担当者(安全衛生スタッフ)の職務について
	ア 安全衛生の主管部署と担当者を明確に決めており、その職責を十分に果たしている。
	イ 安全衛生担当者を指名していて、その職責をある程度果たしている。 ウ 安全衛生担当者を指名しているが、その職責を十分果たせていない。
	ソ 安宝開生担当者を指名しているが、その職員を干が果たせていない。 エ 安全衛生の主管部署と担当者が決められておらず、その職責が不明確である。
"	一 スエ帝エジエ百冊省と15日日770000100000000000000000000000000000

(4)	職場ライン(生産ライン等)による安全衛生管理の組込み状況について
	ア 職場ラインのほぼ全てにおいて安全衛生管理が組み込まれており、安全衛生活動が活発に行われている。
	イ 職場ラインのある程度において組み込まれて活動が行われている。
	ウ 安全衛生管理は担当者が行っており、職場ラインには組み込まれていない。
	エ 職場ラインへの組込みは、ほとんど進んでいない。
(5)	安全衛生担当者の役割分担と職場ラインとの協力関係について
	ア 安全衛生担当者の役割分担と職場ラインとの協力関係、職場ラインの安全衛生上の役割を文書で明確に決めている。
	イ 安全衛生担当者の役割分担を文書で決めているが、協力関係、職場ラインの役割は口頭指示である。
	ウ 安全衛生担当者の役割分担を決めている程度である。
	エ 安全衛生担当者を指名しているだけである。
(6)	安全衛生担当者と職場ラインとの協力状況について
	ア 安全衛生担当者と職場ラインとの協力は、円滑に行われている。
	イ かなりの程度円滑に行われている。
	ウ あまり円滑には行われていない。
(7)	安全衛生委員会又はこれに代わる組織の活動状況について
	ア 安全衛生委員会等では安全衛生計画の作成及び実施状況の評価、社内安全衛生規定の作成 機械・設備による危険・健康障害の防止措置、災害調査等について調査し、審議が十分に行 われている。
	機械・設備による危険・健康障害の防止措置、災害調査等について調査し、審議が十分に行
	機械・設備による危険・健康障害の防止措置、災害調査等について調査し、審議が十分に行われている。 イ 安全衛生委員会等が行うべき事項の一部について調査審議は行われているが、その他は報
	機械・設備による危険・健康障害の防止措置、災害調査等について調査し、審議が十分に行われている。 イ 安全衛生委員会等が行うべき事項の一部について調査審議は行われているが、その他は報告を受ける程度である。

【自主点検項目 3】危険有害要因の把握とその予防対策(方策)

(リスクアセスメント)

(1)	危険有害要因の調査(リスクアセスメント)の実施について
	ア 実施している。(平成 年 月~継続中)
	イ 実施予定がある。(平成 年 月頃)
	ウ 実施しようと検討している。【 <u>自主点検終了です。 以降の自主点検は不要です。</u> 】
	エ 実施したことがあるが、現在は実施していない。 【 自主点検終了です。 以降の自主点検は不要です。 】
	オ 実施していない。【 <u>自主点検終了です。 以降の自主点検は不要です。</u> 】
(2)	危険有害要因の調査の実施者について
	ア 安全衛生担当者や社内の専門知識と実務能力を有する者、安全衛生委員会又はこれに代わる組織の委員のほか、必要なときには外部専門家も加わって危険有害要因の調査を実施している。
	イ 安全衛生担当者や社内の専門知識と実務能力を有する者が、事前の危険有害要因の調査を 実施しているが、外部専門家は加わっていない。
	ウ 安全衛生担当者又は安全衛生委員会等の委員のみで事前の危険有害要因の調査を実施し ている。
	エ 調査を実施する者をあまり明確には決めていない。
(3)	危険有害要因の調査の頻度について
	ア 労働安全衛生法にもとづく時期に適宜実施している。
	イ 危険有害要因の調査を、四期半(3ヶ月)に1回程度、定期に実施している。
	ウ 年に数回実施している。
	エ 年に1回又は2回程度実施している。
	オーほとんど実施していない。

(4)	リスクアセスメントの実施手法について
	ア 自社独自でリスクアセスメントの実施手法を開発し、それを利用している。
	イ 親企業等から提示された実施手法を利用している。
	ウ 労働安全コンサルタント等から提示された手法を利用している。
	エ 厚生労働省のパンフレット等を利用している。
	オ 中央労働災害防止協会、その他の労働災害防止協会等の文献等を利用している。
(5)	危険有害要因の特定及び作業者からの聴取り等について
	ア 潜在する危険有害性の有無を作業者から十分に聴き取っており、危険予知活動やヒヤリハット報告も根付いている。
	イ 潜在する危険有害性の調査としては十分ではないが、作業者から危険有害性の有無を聴い ており、危険予知活動やヒヤリハット報告のいずれかを行っている。
	ウ 潜在する危険有害性についての作業者からの聴取りや危険予知活動、ヒヤリハット報告を ほとんど行っていない。
(6)	機械・設備・工程・原材料の導入、変更時における安全衛生評価の実施について
	ア メーカー等に危険有害情報の提供を積極的に求め、安全衛生担当者や社内の専門知識を有する者からなる専門チームに、必要なときには外部専門家も加わって導入、変更前に安全衛生評価を実施している。
	イ メーカー側が提供する危険有害情報に基づき、安全衛生担当者又は安全衛生委員会等の委員によって導入・変更前に安全衛生点検を実施している。
	ウ 安全衛生担当者や安全衛生員会等の委員が事前の安全衛生評価を行い、安全衛生委員会等 に報告している。
	エ 安全衛生担当者が事前の安全衛生評価を行い、安全衛生委員会等に報告している。
	オ ほとんど実施していない。

	見つけ出した危険有害要因及びその予防対策に関する上司や安全衛生委員会等 への報告について
	ア 危険有害性の高いものから順に予防対策について検討するようにしており、危険有害要因 及び予防対策に関する報告制度に基づいて経営トップに報告が行われている。
	イ 予防対策の優先順位までは考慮していないものの、対策について検討しており、明確な報告制度はないが、報告はある程度経営トップに行われている。
	ウ 危険有害性の高いものについて、予防対策を検討してはいるが、経営トップへの報告制度 はできていない。
	エ 危険有害要因に対する予防対策の必要性の判断は、安全衛生担当者に任せている。
	オ 危険有害要因を洗い出しても、予防対策の検討及び報告は、ほとんど行われていない。
(8)	災害・事故発生時の原因調査及び再発防止対策について
	ア 安全衛生担当者や社内の専門知識を有する者からなる専門チームに、必要なときには外部 専門家も加わって災害・事故の原因調査を実施し、同種災害の再発防止対策を検討後、経営 トップに報告している。
	イ 安全衛生担当者や各職場の担当者によって実施し、検討後、安全衛生委員会等に報告して いる。
	ウ 安全衛生担当者が災害調査を実施するが、原因究明までは実施していない。
	エ 監督署や警察署の対応をするのみで、自社ではほとんど実施していない。
1 ' '	リスクアセスメントの実施に基づく安全衛生管理の方法等(安全衛生管理シス テム)の見直し
	ア リスクアセスメントの実施によりリスク低減措置等は事業場に定着している。
	イ 安全衛生管理上の欠陥を調査することによって安全衛生管理システムの見直しに役立て ているが、定着はしていない。
	ウ 安全衛生管理システムの見直しはほとんど行っていない。
	エ 労働基準監督署等から指摘された事項の改善に努めるのが精一杯である。